

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）に係る審議（第4回）

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（久留米市）に係る審議（第2回）

1. 日 時

平成28年6月9日（木） 10時30分～11時30分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）、  
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：鶴田旅客課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 鵜沢、川崎

4. 議事概要

○ 自動車局から一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏、富山交通圏及び久留米市）に関し、事前の質問事項（①各協議会において利用者の意向を十分踏まえた議論が行われるようにするための方策等）について、

①富山交通圏における消費者協会との懇談会の開催の取組み等を、利用者意向把握の好事例として各協議会へ共有するとともに、協議会において各構成員より広く意見を聴取し、特定の者の発言に偏ったものとならないよう、引き続き、各地方運輸局を通じて協議会に周知していく。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

①昨年指定した地域において未だ計画策定まで進んでいないのは、適正化も活性化も進まないという中途半端な状態が続くこととなりよくな

いのではないか。  
等についての指摘・質問があった。

- これに対し、自動車局からは、
  - ①計画策定が円滑に策定されるよう、引き続き、各地方運輸局を通じて、協議会に対して働きかけを行ってまいりたい。等の回答を得た。
- 次に、4月26日（火）、5月12日（木）、19日（木）、26日（木）及び本日の審議における議論を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に規定する特定地域の指定の基準に適合しており、指定することが適当であるとの結論を得た。
- 次に、事案処理職員から答申案及び答申に付す要望事項案について説明を聴取した。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。